



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 規則

- *25 和歌山県税規則の一部を改正する規則 (税務課)..... 1
- *26 和歌山県自動車税証紙等規則の一部を改正する規則 (")..... 8

規 則

和歌山県規則第25号

和歌山県税規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和2年3月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県税規則の一部を改正する規則

和歌山県税規則 (昭和25年和歌山県規則第56号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|--|--|
| <p>(ゴルフ場利用税に係る税率軽減の要件等)</p> <p>第7条の2 略</p> <p>2 条例第42条の37第3項第2号の規則で定めるものは、次に掲げるもののいずれかに該当するものとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>前項各号に掲げる競技会の公式の練習としての利用 (法第75条の3第1号のゴルフ場の利用を除く。)</u></p> | <p>(ゴルフ場利用税に係る税率軽減の要件等)</p> <p>第7条の2 略</p> <p>2 条例第42条の37第3項第2号の規則で定めるものは、次に掲げるもののいずれかに該当するものとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>スポーツ基本法 (平成23年法律第78号) 第26条第1項に規定する国民体育大会 (第7条の5の2第2項第3号において「国民体育大会」という。)、同大会の予選会及びこれらに準ずるものとして前項各号に掲げる競技会 (以下この号及び次条において「国民体育大会等」という。) の練習 (当該国民体育大会等の主催者が当該国民体育大会等の一環として練習日及び練習場所を指定している場合における当該練習日の当該練習場所における練習に限る。) としての利用</u></p> |
| <p>(ゴルフ場利用税に係る税率軽減の承認申請)</p> <p>第7条の3 条例第42条の37第4項の規定により、同条第3項の適用の承認を受けようとする場合には、同項第1号に規定するゴルフ場の経営者等及び同項第2号に規定する競技会の主催者は、当該ゴルフ場の利用の日の5日前までに、ゴルフ場利用税の税率軽減承認申請書を和歌山県税事務所に提出しなければならない。</p> <p>2 略</p> | <p>(ゴルフ場利用税に係る税率軽減の承認申請)</p> <p>第7条の3 条例第42条の37第4項の規定により、同条第3項の適用の承認を受けようとする場合には、同項第1号に規定するゴルフ場の経営者等及び同項第2号に規定する国民体育大会等の主催者は、当該ゴルフ場の利用の日の5日前までに、ゴルフ場利用税の税率軽減承認申請書を和歌山県税事務所に提出しなければならない。</p> <p>2 略</p> |
| <p>(ゴルフ場の非課税利用の取扱い)</p> <p>第7条の5の2 略</p> <p>2 条例第42条の36の2の規則で定める証明書等の提示又は提出は、次の各号の区分によるものとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 法第75条の3第1号によるゴルフ場の利用</p> | <p>(ゴルフ場の非課税利用の取扱い)</p> <p>第7条の5の2 略</p> <p>2 条例第42条の36の2の規則で定める証明書等の提示又は提出は、次の各号の区分によるものとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 法第75条の3第1号によるゴルフ場の利用</p> |

スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第26条第1項に規定する国民体育大会又はその公式の練習である旨を知事又は県の教育委員会が証するものの提出

(4) 略

国民体育大会又はその予選会である旨を知事又は県の教育委員会が証するものの提出

(4) 略

別記第3号様式を次のように改める。

別記第3号様式 (第13条関係)

納税者番号

個人の事業 開始・変更・廃止 申告書

和歌山県

年 月 日

_____ 県税事務所長 様



住 所

氏 名

㊟

生年月日

年

月

日

個人番号

電話番号

和歌山県税条例第42条の4の規定に基づき、事業の 開始・変更・廃止 を行いましたので、次とおり申告します。

| | | | |
|--|-------------------------------|-------------|-------|
| 事務所 (事業所) の名称 (屋号) | 主たる事務所等 | | |
| | 従たる事務所等 | | |
| 事務所 (事業所) の所在地 | 主たる事務所等 | | |
| | 従たる事務所等 | | |
| 事業の種類 | 主たる事務所等 | | |
| | 従たる事務所等 | | |
| <input type="checkbox"/> 開始・ <input type="checkbox"/> 変更・ <input type="checkbox"/> 廃止 年月日 | | 年 月 日 | |
| 変更した事項 <input type="checkbox"/> 住所 <input type="checkbox"/> 氏名 <input type="checkbox"/> 事務所 (事業所) の所在地 <input type="checkbox"/> 事務所 (事業所) の名称 (屋号) <input type="checkbox"/> 事業の種類 <input type="checkbox"/> その他 () | 変更前 | | |
| | 変更後 | | |
| 廃止の事由 | <input type="checkbox"/> 法人設立 | 所在地 | |
| | | 法人名称 | |
| | | 設立 (予定) 年月日 | 年 月 日 |
| | <input type="checkbox"/> 事業承継 | 承継者氏名 | |
| | <input type="checkbox"/> その他 | | |
| 備考 | | | |

注

- 「個人番号」欄には、申告者の個人番号 (行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。) を記載すること。
- この申告をした事項に異動を生じた場合、事業を廃止した場合又は事務所若しくは事業所を廃止した場合には、その事実が発生した日から10日以内にその旨を申告すること。

別記第5号の4様式中「国民体育大会等の競技又は指定練習」を「税率軽減の対象となる競技会」に、「種別を」を「利用内容を」に、「国民体育大会等の利用」を「税率軽減の対象となる競技会の利用」に改める。

別記第5号の5様式中「国民体育大会」の次に「(予選会を含む。)」を加え、「予選会」を「公式練習」に改める。

別記第11号様式(その1)中「、商工組合中央金庫」を削り、同様式(その2)を次のように改める。

別記第11号様式 (その3) 中「、商工組合中央金庫」を削り、同様式 (その4) を次のように改める。

別記第11号様式 (第14条関係) (その4) (表面)

| | | | | |
|---------------------|---|------------------------|----------------------------|-----------------------------------|
| 77 | 和歌山県 収納済通知書 | 取得済通知書 | 和歌山県 納付書兼領収証書 | 成納代行会社 (株) MITデータ マルチハイメント納付番号 |
| 口座番号 00100-9-967076 | 加入者名 和歌山県会計管理者 | 口座番号 00100-9-967076 | 加入者名 和歌山県会計管理者 | 口座番号 00100-9-967076 |
| 取納期限番号 | 納付番号 | 納付区分 | 納付番号 | 加入者負担 |
| 納期限 | 納付番号 | 納付区分 | 納付番号 | 加入者負担 |
| 33 | | | | |
| 延滞金額 | 合計額 | 課税年度 | 年度 | |
| 納 收 日 付 | 領 収 日 付 | 領 収 日 付 | 領 収 日 付 | |
| 住所氏名 | 住所氏名 | 住所氏名 | 住所氏名 | |
| C S 業 收 納 用 | 取納代行会社 (株) MITデータ (御注意) がないものも金額を訂正しなおすのは、コンピュータでなく、手入力によるものであり、誤りがある場合は返金されません。 | 郵便局/金融機関 又は和歌山県/本部控 | 郵便局/金融機関/店舗控 又は金融機関/店舗控 | 収入印紙不要 |

◎延滞金の納付について

納期限を過ぎた後、延滞金を納付されたときは、延滞金を加算して納期限の翌日までの納付の日までの日数に延滞金の率(1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てます。)にその延滞金の率又は延滞金を切り捨てた後の日数(納期限の翌日から1月を超過する日までの期間については、年7.3%)の割合(注)を乗じて計算した金額(計算した金額が1,000円未満の端数は切り捨て、不要です。)となります。この場合における年当たりの割合は、周年をさむ期間についても、365日当たりの割合です。

(注)平成12年1月1日から平成25年12月31日まで(納期限の属する各年中に平成12年1月1日から平成12年12月31日まで(平成12年12月31日)までの期間)の属する各年中に平成12年1月30日を経過する日における日本銀行法第15条第1項第1号の場合約により定められる標準利率に年4%の割合を加算した割合となります。平成26年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された「特別基準割合」というものが、以下「特別基準割合適用年」という。中において、平成12年1月1日以前にあっては当該特別基準割合は、適用年1月1日現在7.3%の割合を加算した割合に当該特別基準割合に年1%の割合を加算した割合(当該適用年1月1日現在7.3%の割合)となり、平成13年1月1日以後の適用年には、年7.3%の割合)となります。

◎県税を納付する場所

- 次の金融機関等
 - 紀陽、池田泉州、関西みらい、第三、南都、百五、みずほ、三井住友、三菱UFJ、りそなの各銀行
 - 三井住友信託銀行、三塚IFJ信託銀行
 - きのくに信用金庫、近畿信用金庫
 - 近畿産業信用組合、和歌山県信用農業協同組合連合会(和歌山県内の各農業者組合)、ミレ信用組合、和歌山県医師信用組合、和歌山県信用農業協同組合連合会(各農業者組合)
 - ゆうちょ銀行、郵便局
- ※ Pay-easy対応のATMやインターネットバンキング等からも納付することができます。詳しくは和歌山県税務課のホームページを御参照ください。
URL: <https://www.pref.wakayama.lg.jp/pref/010500/>
- バーコードの記載があるものは、画面コンビニ等取扱期限の間に限り、下記コンビニエンスストアで納付することができますほか、下記アプリケーションを利用して納付することもできます。
 - コミュニティ・ストア、セコマ、セブンイレブン、デイリーヤマザキ、ヤマザキマヨイ、ポプラグループ、ミニストップ、ヤマザキベシバルパートナーショップ、ヤマザキデイリーストア、ローソン
 - LINE Pay、PayR、モバイルJCB
 - 自動車税(種別割)は「クレジットカード」を利用して『パソコン』や『携帯電話』から納付することもできます。詳細は、日高 寿雄の各派員総務課までお問い合わせください。
 - 和歌山県各場務所より即日印刷可能な納付書を作成していただくこともできます。
 - ※ 金融機関等の名称が変更と併せてお取扱いの場合同様に御案内させていただきます。

◎お問い合わせ先

和歌山県税務課 納税担当 (TEL 073-441-3398・3407・3408)
 紀北東税務事務所 (TEL 0736-61-0010)
 紀中東税務事務所 (TEL 0737-61-1238)
 紀南東税務事務所 (TEL 0739-26-7908)

別記第11号様式 (その5) 及び (その6) 中「、商工組合中央金庫」を削る。

別記第26号様式中「国民体育大会等」を「税率軽減の対象となる競技会」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

(従前の様式による用紙)

2 この規則による改正前の規則に定める様式による用紙は、当分の間、修正して使用することができる。

(和歌山県税規則等の一部を改正する規則の一部改正)

3 和歌山県税規則等の一部を改正する規則 (令和元年和歌山県規則第43号) の一部を次のように改正する。

第1条の表中和歌山県税規則第7条の2及び第7条の3の改正規定を削る。

第1条の表中和歌山県税規則第7条の5の2の改正規定を次の表に掲げるとおり改める。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|--|--|
| (ゴルフ場の非課税利用の取扱い) 第7条の5の2 略 2 条例第42条の36の2の規則で定める証明書等の提示又は提出は、次の各号の区分によるものとする。 (1)・(2) 略 (3) 法第75条の3第1号によるゴルフ場の利用スポーツ基本法 (平成23年法律第78号) 第26条第1項に規定する国民スポーツ大会又はその公式の練習である旨を知事又は県の教育委員会が証するものの提出 (4) 略 | (ゴルフ場の非課税利用の取扱い) 第7条の5の2 略 2 条例第42条の36の2の規則で定める証明書等の提示又は提出は、次の各号の区分によるものとする。 (1)・(2) 略 (3) 法第75条の3第1号によるゴルフ場の利用スポーツ基本法 (平成23年法律第78号) 第26条第1項に規定する国民体育大会又はその公式の練習である旨を知事又は県の教育委員会が証するものの提出 (4) 略 |

備考 改正前欄中の第7条の5の2の規定は、和歌山県税規則の一部を改正する規則 (令和2年和歌山県規則第25号) による改正後の規定である。

第1条のうち別記第5号の4様式の改正規定中「、「国民体育大会等」を「国民スポーツ大会等」に」を削る。

第1条のうち別記第26号様式の改正規定を削る。

附則第1項第1号を次のように改める。

(1) 第1条中和歌山県税規則第7条の5の2の改正規定及び同規則別記第5号の5様式 (「国民体育大会」を「国民スポーツ大会」に改める部分に限る。) の改正規定 令和5年1月1日

和歌山県規則第26号

和歌山県自動車税証紙等規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和2年3月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県自動車税証紙等規則の一部を改正する規則

和歌山県自動車税証紙等規則 (昭和45年和歌山県規則第23号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|---|--------------------------------|
| 別記第7号様式 (第12条関係) (その1) (売りさばき人用) 略 | 別記第7号様式 (第12条関係) (その1) 略 |

(その2)

(売りさばき人用)

略

(その3)

(売りさばき機関用)

略

(その4)

(売りさばき機関用)

略

(その2)

略

(その3)

略

(その4)

略

別記第8号様式を次のように改める。

別記第8号様式 (第12条関係)

(その1)

(売りさばき人用)

証紙等受払月計表 (年 月分)

| 種 類 | 繰 越 | 受 入 | 払 出 | 廃 棄 | 残 高 |
|-----------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 10,000円証紙 | 枚 | 枚 | 枚 | 枚 | 枚 |
| 5,000円証紙 | | | | | |
| 3,000円証紙 | | | | | |
| 1,000円証紙 | | | | | |
| 500円証紙 | | | | | |
| 300円証紙 | | | | | |
| 100円証紙 | | | | | |
| 50円証紙 | | | | | |
| 30円証紙 | | | | | |
| 10円証紙 | | | | | |
| 金 額 (円) | | | | | |

年 月 日

上記について残高確認した。

担当者職氏名

印

担当者職氏名

印

(その2)

(売りさばき人用)

証紙等受払月計表 (年 月分)

| | 証紙代金収納計器 No. | 証紙代金収納計器 No. | 証紙代金収納計器 No. | 合 計 |
|-----|-----------------|-----------------|-----------------|-----|
| 繰越額 | 円 | 円 | 円 | 円 |
| 受入額 | 円 | 円 | 円 | 円 |
| 払出額 | 円 | 円 | 円 | 円 |
| 廃棄額 | 円 | 円 | 円 | 円 |
| 残 高 | 円 | 円 | 円 | 円 |

年 月 日

上記について残高確認した。

担当者職氏名 

担当者職氏名 

(その3)

(売りさばき機関用)

| | |
|-----|---|
| 所属長 | 係 |
| | |

証紙等受払月計表 (年 月分)

| 種類 | 繰越 | 受入 | 払出 | 廃棄 | 残高 |
|-----------|----|----|----|----|----|
| 10,000円証紙 | 枚 | 枚 | 枚 | 枚 | 枚 |
| 5,000円証紙 | | | | | |
| 3,000円証紙 | | | | | |
| 1,000円証紙 | | | | | |
| 500円証紙 | | | | | |
| 300円証紙 | | | | | |
| 100円証紙 | | | | | |
| 50円証紙 | | | | | |
| 30円証紙 | | | | | |
| 10円証紙 | | | | | |
| 金額 (円) | | | | | |

年 月 日

上記について残高確認した。

担当者職氏名

印

担当者職氏名

印

(その4)

(売りさばき機関用)

| | |
|-----|---|
| 所属長 | 係 |
| | |

証紙等受払月計表 (年 月分)

| | 証紙代金収納計器 No. | 証紙代金収納計器 No. | 証紙代金収納計器 No. | 合 計 |
|-----|-----------------|-----------------|-----------------|-----|
| 繰越額 | 円 | 円 | 円 | 円 |
| 受入額 | 円 | 円 | 円 | 円 |
| 払出額 | 円 | 円 | 円 | 円 |
| 廃棄額 | 円 | 円 | 円 | 円 |
| 残 高 | 円 | 円 | 円 | 円 |

年 月 日

上記について残高確認した。

担当者職氏名 ㊟

担当者職氏名 ㊟

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。
(従前の様式による用紙)
- 2 この規則による改正前の別記第7号様式及び別記第8号様式による用紙は、当分の間、修正して使用することができる。